



市 章

大津市公報

令 和 6 年 4 月 15 日
号 外 (第 32 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 公平委員会規則

- 1 大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 1

公平委員会規則

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年4月15日

大津市公平委員会

委員長 平 井 建 志

大津市公平委員会規則第1号

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
別表第1市長部局の項中「危機管理監」の次に「、税務長」を、「局長」の次に「局次長」を加え、「、税務長」を削り、同表監査委員事務局の項中「、参事」を削る。

別表第2ふれあいセンター(膳所ふれあいセンターを除く。)の項中「(膳所ふれあいセンターを除く。)」を削り、同表児童館(膳所児童館を除く。)の項中「膳所児童館」を「小野児童館」に改め、同項の次に次のように加える。

認定こども園	園長
--------	----

別表第2すこやか相談所(堅田すこやか相談所、膳所すこやか相談所及び南すこやか相談所を除く。)の項中「堅田すこやか相談所、膳所すこやか相談所及び南すこやか相談所を除く」を「和邇すこやか相談所、比叡すこやか相談所及び中すこやか相談所に限る」に改め、同表リサイクルセンター木戸の項を削り、同表学校給食共同調理場の項中「学校給食共同調理場」の次に「(東部学校給食共同調理場を除く。)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和6年4月1日から適用する。